

愛盲基金及びスポーツ振興基金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛盲基金及びスポーツ振興基金（以下「基金」という）の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、平成25年度、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）に移行した際に基金とした額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、公益目的事業会計に繰入れるものとする。

(取崩し)

第5条 本協会の公益事業会計上、必要があると認められたときは、理事会及び評議員会の議決を経て取崩すことができる。

(目的外取崩し)

第6条 本協会の公益事業会計上、基金の本来の目的以外の取崩しをしなければならないと認められたときは、理事会及び評議員会の議決を経て取崩すことができる。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月14日より施行する。（令和6年1月14日臨時評議員会決議）